



2016 年 9 月 5 日

SGEC

ステークホルダー各位

一般社団法人緑の循環認証会議 (SGEC)

会長 佐々木恵彦

### SGEC 森林認証制度文書改正プロセスへのご案内

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から SGEC 森林認証制度の運営に当たりましては、多大のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、SGEC は、国内森林認証制度として 2003 年に創設し、その後、2011 年には一般社団法人として登記するとともに、SGEC 森林認証制度の見直しを行い活動して参りました。

御案内の通り、世界の森林認証制度は FSC と PEFC とに 2 極化しておりますが、その中にある、PEFC は、各国の森林認証制度との相互承認を進め、森林認証制度の世界的なネットワークの構築に向けた活動を展開しております。

このような背景のもと、SGEC は、PEFC との相互承認を実現し、国際性を具備した森林認証制度として発展しその基盤を確立するため、2014 年 7 月には PEFC に加盟し、引き続き 2015 年 3 月には相互承認の申請を行って参りましたが、この度、2016 年 6 月 3 日付で PEFC 総会において相互承認が認められ、国際森林認証制度として出発することとなりました。

しかし、この度の相互承認に際して、下記の＜PEFC との相互承認の条件＞に示す条件が付されました。

つきましては、この付された条件に対応するため、SGEC 文書 3 の森林認証規格の一部改正について SGEC 専門部会においてご審議を賜りたいと存じますので、関係ステークホルダーの皆さま方で、SGEC 専門部会の委員として審議に参加を希望される方は、ご多忙中恐縮ですがご参加をいただきご意見を賜りたくお願い申し上げます。

SGEC 専門部会への参加を希望する方は別紙の様式により SGEC 事務局あてに申し込みを 9 月 23 日までに提出していただきたくお願い申し上げます。また、当日都合により参加できない方で意見をお持ちの方は同様式により 9 月 23 日までにご意見のご提出を賜りたくお願い致します。

なお、具体的な SGEC 認証制度の概要につきましては SGEC ホームページ(<http://sgec-eco.org>)をご参照いただきたいと思います。

## 記

1 日時 2016年10月3日 14:00～15:30

2 場所 一般社団法人日本治山治水協会・大会議室  
〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F  
地下鉄溜池山王駅下車 8 番出口

### 3 審議事項

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン  
認証基準 5-1-5 (アイヌ民族関連基準 改正案)  
認証基準 2-1-4 (林地転用関連基準改正案)  
(別紙資料)

### 4 審議プロセス

改正案の審議プロセスは、SGEC 専門部会で関係者の合意により SGEC 評議委員会・理事会に提案する最終原稿を策定し、その後 SGEC 評議委員会の意見を聴いて、SGEC 理事会で承認する手続きをとることとなります。

#### <PEFC との相互承認の条件>

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
- b) 林地転換 (一次林の人工林への転換を含む) に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない。

以上